

令和5年度 大津町下水道事業運営審議会 議事録

- 開催日時 令和5年6月23日(金)9:00～
- 会場 大津町役場3階「会議室302B」
- 出席委員 大塚委員(会長) 田中委員(副会長) 松本委員 興梠委員
荒木委員 川谷委員 松永委員 斎藤委員 坂本委員
山本委員 時松委員
- 欠席委員 なし
- 傍聴者 なし
- 事務局 西岡都市整備部長 本司下水道課長 本郷管理係長
大久保主幹兼施設係長 岡村建設係長 姫野管理係主査
- 次第
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 過去5年間の決算状況の確認
 - (3) 経営の状況を示す経営指標とは
 - (4) 国庫補助の交付要件と国が求めるロードマップ
経営指標から望ましい姿と現状の格差を確認
 - (5) 大津町の経営指標の状況と近隣や類似団体との比較
 - (6) 今後、目指すべき方向性
下水道使用料の改定目安、改定回数をどう決めていくか
 - 4 閉会

■議事

(1) 前回の振り返り

(2) 過去5年間の決算状況の確認

事務局より説明【資料1】

〔会長〕事務局の説明に対し補足すると、減価償却費は設備投資に使った費用を、設備を使うことによって回収すべきお金と考えてください。また、長期前受金戻入については、（設備投資の財源として受け入れた国からの補助の一部であることから）自治体が回収すべきお金がその分減ることを表しています。実質的には減価償却費から長期前受金戻入を控除した残額が毎年の使用料で回収すべき部分になり、現金は動いていませんが、それを含めた上で赤字になっているということは、日常的な活動に必要な資金は賅えているが、下水道整備に要した費用が回収できていない状態であることを表しています。令和元年度までは企業会計に移行していないことから、設備投資に要した費用のことを考慮せずに日常的な活動に必要な資金が賅えているかという観点のみで、企業会計に移行してからは投資の回収ができているかどうかも含めて見なければいけなくなっており、それを考えると回収できていないということが数値に表れています。

資本的支出の他会計出資金と他会計補助金について説明してください。

〔事務局〕考え方は様々ですが、大津町としては他会計補助金として建設改良費に含まれている人件費相当額を一般会計から繰入れており、現金ベースで不足する金額を他会計出資金として一般会計から繰入れています。他会計補助金に一本化していない理由としては消費税の申告などで出資金として繰り入れた方が有利であるためです。他会計補助金と他会計出資金の合計額が一般会計からの繰り入れであると考えてください。

〔会長〕公共下水道事業の収益的支出(2)経費の経費修繕費が平成29年度と比較し、令和3年度が1割ほどに減少しています。老朽化すると修繕費が増加するイメージがありますが、これはどのような理由からでしょうか。一方でその他が増えているようです。

〔事務局〕浄化センターについて、3年毎に維持管理と修繕をまとめた包括的民間委託を行っています。令和2年度からの契約では浄化センターの修繕箇所を増やすこととなったため、この包括的民間委託を増額しています。包括的民間委託の委託料は一括してその他に計上していますので、これにより修繕費が減額し、その他が増額しました。修繕費とその他は合算して考えてください。

〔会長〕令和3年度については一般会計から約2億円を繰り入れているということです、大津町にとってこの2億円というのはどれぐらいの規模感なのでしょうか。

〔事務局〕2億円で何ができるのかという話になると思いますが、給食費の個人負担が約2億円ですので、実際にするかどうかは別として、これを無償にすることもできますし、道路の維持補修にかかっている費用が約1億3千万円、ごみの処理費用が約3億4千万円、こども医療費が約1億7千万円です。歳入で考えると、住民税が年17億6千万円で納税義務者が18,500人ですので、一人当たり約95,000円支払われています。農業集落排水事業会計に一般会計から繰り入れている分を加えると年3億円を一般会計から繰り入れており、この3億円を18,500人で割ると一人当たり16,200円になり、95,000円の約17%です。また、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計についてはそれぞれ年6億円の保険料を集めています。両会計とも独立採算制を取っていることから実際には考えにくいですが、仮にこれに3億円を充てれば集める保険料が3億円で済むことになります。

〔会長〕2億円というのがとても大きな金額であるということを頭に入れておいてください。委員の皆さんからも質疑等はありませんか。

〔委員〕農業集落排水事業については事業開始当初から赤字が出るという説明を受けていました。公共下水道事業と農業集落排水事業では経費などが全く違いますが、経営を改善する上で公共下水道事業と同様の負担額にしたいと考えているのでしょうか。

〔事務局〕農業集落排水事業の黒字化というのは公共下水道事業に比べてハードルが高いと認識しています。料金改定については、公共下水道事業と同様の負担になるようにバランスを取って改定幅を決めていきたいと考えています。

〔委員〕農業集落排水事業である錦野地区については、年数が経てば公共下水道に接続しやすいと聞いていますが、矢護川地区と平川地区についてはポンプアップしなければいけないことから難しいと思います。人口が増えたら公共下水道の浄化センターを増強するのか、それとも別の場所に作るのか、また TSMC の進出に伴う地下水汚染への対策をどのように考えているのか聞かせてください。

〔事務局〕錦野地区については仰る通り公共下水道への接続を予定しており、矢護川地区については平川杉水地区に統合する計画です。人口増や TSMC 進出に伴う汚水量の増大については、公共下水道の浄化センターの増強が必要となりますので、

増設しながら既存施設の更新も併せてやっていきたいと考えています。

〔委員〕収入増を考えても赤字になると思いますが、できるだけ住民の負担が増えないようにうまくやっていただきたいと思います。

〔会長〕財政的に厳しいというのがありますが、安易に上げれば良いというわけではありませんので、色々と意見をいただきたいと思います。

〔委員〕収益的支出の修繕費について、包括的民間委託の委託料の中に修繕費を含んでいるため修繕費の数値が減少したということでしたが、令和3年度は令和2年度と比較して2倍になっています。修繕費の項目にはどのようなものが計上されているのでしょうか。また、減価償却費については設備投資費用の内その年の使用料で回収すべき額が表されているという話でしたが、インフラを運営する企業は必ずしもそのようになっていないと思います。JRで言えば山の手線を除き、その他の路線は全て赤字になっています。ただし、駅間の経済発展のためにやるという視点で見ると、一般企業の減価償却費とは意味合いが違ってくると思います。下水道事業の減価償却費としてはこの考え方で行けばどのくらいの赤字が許容範囲になるのでしょうか。これを見込めなければ全額使用料で回収しなければいけなくなります。

〔事務局〕包括的民間委託の修繕費についてはあくまでも浄化センターと中継ポンプ場の修繕に対するものですので、修繕費の項目にはマンホールポンプに係るものを計上しており、年によって変動しますので、令和3年度は令和2年度と比較して2倍になっています。また、国は補助金の重点配分条件として、減価償却費を含む污水处理費から長期前受金戻入を除いた額の全額を使用料で回収すること、つまり経費回収率 100%の状態を求めています。このことから、長期前受金戻入を除く減価償却費については全額使用料で回収するように示されています。

〔委員〕減価償却費については全額回収する必要はなく、ある程度基準があるという説明だったと思います。また、一般会計からの繰り入れについては多額であるという印象を各委員が抱いたと思いますが、一般会計から繰り入れることでまちづくりの中で一定の効果を下水道が持っていると考えてもらえる、国もそのような施設であるということで補助を受けているということがわかってくると、この話も徐々に分かってくるのではないかと思います。

〔会長〕どこまで町が負担するかというのが大きな問題だと思います。指摘があったようにインフラなので利用者だけが負担するものではありません。問題となるのは受益

者というのがどこまで明確に分けられるのかどうかです。受益者がある程度はつきりしている場合にはある程度受益者に負担を求めているかなければいけません。下水道についてはどこまでそれをあてはめるのか考えていけないと思います。

〔委員〕企業会計に移行したことで情勢が変わったということでしたが、下水道事業を始めた時に、将来を見据えて予算を確保して事業を行ってきたのであれば、今になって負担を増やさないといけないという状況にはならなかったと思います。当時の会計はどのようなものだったのでしょうか。

〔事務局〕仰る通り、事業開始当初から企業会計の考え方を取り入れていれば、バランスを見ながら投資をしてきたと思いますが、恐らく当時の下水道事業は経営というよりも皆さんの生活環境の改善を第一優先として事業に着手していますので、当時多額の投資をしたというのが、現状影響していると思います。事業開始から30年経過し、当時作った施設の改修や将来的な人口減少を考えると効率的な経営をしなければいけないということで企業会計の考え方を取り入れ入れたというのが現在の流れです。

〔委員〕減価償却費は、例えば下水管は50年が耐用年数となっていますが、50年を超えて使用すれば負担は減ってくるのではないのでしょうか。10年から20年は耐用年数より延長して使用できないのでしょうか。

〔事務局〕耐用年数を超えて使用することができるものもありますので、耐用年数を超えて使用すればその分有利ですが、改修も必要になってくることから、いつ改修するのかというのがポイントになってきます。

〔会長〕下水管は実際どのくらい使用することができるのでしょうか。

〔事務局〕10年から15年は延長可能だと思います。

〔会長〕60年間使用することは可能ですが、100年使用するというのはできないということだと思います。下水管が傷んでしまえば排水できなくなってしまうので、耐用年数を考慮して改修をしていかなければいけないと思います。50年というのは少し短いかもしれませんが、極端に延長することも難しいのではないのでしょうか。また、30年前の段階で将来のことを見込んで事業をしていれば良かったということですが、現在の少子高齢化や人口減少を予測していたかという予測していなかったと思います。地方消滅という話が出てきたのも10年ほど前からです。当時は事業が成り立つものと考えていたと思いますが、それが成り立たなくなったということを踏まえてこれからどう

するかを考えていかなければいけないと思います。

〔委員〕基本的には受益者負担というのが目標なのでしょうが、どこまで一般会計から繰入れても良いのかという目安がほしいです。

〔会長〕まさにそれがこの審議会の役割で、住民の意見として一般会計から2億円を繰り入れても良いという結論を出しても良いと思います。それについては次回以降の検討になります。今の段階で線引きをするのは難しいですが、ここまでは一般会計から繰入れても良いという案を出していただきたいです。

〔委員〕さきほど2億円あればこういった事業をすることができるという話があったことを考えると、2億円繰り入れることは勘弁してほしいということかなと思いました。

〔会長〕それについては、次回以降具体的に料金案が出てくる中でどの程度の負担になるかという話になると思いますので、その際にまたよろしくお願いします。

〔会長〕キャッシュフロー計算書の説明の中で、令和3年度の資金期末残高4億円に対して3億5千万円の支払予定があるということでしたが、実質的には財務活動キャッシュフローの有形固定資産の支出額はこの倍になっているということでしょうか。

〔事務局〕令和3年度に現金ベースで支払った3億7千万円には令和2年度整備分に対する支払が含まれており、これに3億5千万円を合算することになります。

〔会長〕財務活動キャッシュフローの有形固定資産の取得による支出を見ると過去5年間でだいたい3億5千万円となっています。今後の見込みを教えてください。

〔事務局〕これまでは同様の水準で投資を行ってきましたが、令和2年から4年にかけて処理場の増設を行いました。今後は社会情勢の変化により、4系目の増設も検討しており、管路についても整備を進めていきたいと思っています。投資についてはこれまで以上に増えていく見込みです。

〔会長〕議事①②について他に質疑が無いようですので、議事③について事務局から説明をお願いします。

(3)経営の状況を示す経営指標とは

事務局より説明【資料1】

〔会長〕確認ですが、資料10ページの数値は大津町の数値でしょうか。

〔大津町〕大津町の将来予測値です。

〔委員〕収入と支出の内訳の話をされていますが、支出を削減するという企業努力はされているのでしょうか。これ以上支出の削減はできないのか教えてください。

〔事務局〕企業努力という面では、投資についてはある程度単価が決まっているため、これを削るというのは難しいです。収益的支出については、浄化センターの維持管理費が多くを占めていますので、これを削減できるのかというのがポイントだと思っています。これについては、先ほども説明しましたように包括的民間委託を行っており、町が指定する水質基準を守って放流するのであればある程度管理事業者に裁量があります。その中で月に1回運転状況のモニタリングを行い、無駄のない運転管理をしてもらうということをやっています。なお、平成20年から包括的民間委託を行っていますが、以前からの管理方法を変更することで年4千万円の経費を削減できると試算していました。

〔会長〕ご指摘のように考えなければいけないのは維持管理費3億円の部分であることは間違いありませんので、中身についても今後検討していきたいと思います。

〔委員〕下水道未整備地区もありますので、それを踏まえた上で投資計画を立てていると思います。将来予測値である汚水処理費8億4千万円というのはそれを考慮した上での数値ということでしょうか。

〔事務局〕仰る通り、将来どのように投資をしていくのかという計画を立てた上での数値です。

〔委員〕10年間で人口が1万人増えると言われている中で、収入が増えるかもしれませんが、将来維持管理費も増えると思います。如何に長く施設を維持管理できるかというのを考えながら、下水道課としてしっかり考えを持って示さなければ理解を得られないと思います。

〔事務局〕投資計画について補足すると、4系目の処理場増設にかかる10億円、瀬田・大林の本管整備費用及び未整備地区の整備費用を見込んだうえでの減価償却

費となっており、想定されるものをある程度見込んだ上での数値となっています。

〔委員〕汚水処理原価について資料では明確な数値基準がないと記載されていますが、例えば一定の水質基準で放流する上で汚水を処理する際に投入する薬剤、施設運転に要する人件費、汚泥の収集運搬委託料などがどのくらいかかったのかという数値も基準になると思います。包括的民間委託だと中身は見えづらいと思いますが、これらの数値はわかるのでしょうか。

〔事務局〕汚水、汚泥を処理するにあたっては県の基準範囲内の要求水準を業者に示しており、それを順守する運転管理をお願いしています。基本的には薬剤を多量に使う管理はせずに微生物の活動を活発化させ、できるだけ自然の力で処理するような運転をしています。

〔委員〕汚水の処理技術は昭和40年代以降変わっていませんが、燃料費や人件費、委託料などは変わっていると思います。それがどのように変わっているのかわからないと使用料を上げるという話になりづらいです。その変化が見えれば議論も深まるのではないのでしょうか。

〔会長〕汚水処理原価の具体的な数値についてはこの後の議題で10年間分が示されていますので、それより以前の分については事務局に資料を確認いただきたいです。

〔委員〕黒字化するためにどのくらい使用料を上げなければいけないのかを教えてください。

〔事務局〕経常収支比率100%や経費回収率100%を達成するためにどのくらい上げなければいけないのか資料を準備して次回お示しします。

(4) 国庫補助の交付要件と国が求めるロードマップ

経営指標から望ましい姿と現状の格差を確認

(5) 大津町の経営指標の状況と近隣や類似団体との比較

(6) 今後、目指すべき方向性

下水道使用料の改定目安、改定回数をどう決めていくか

事務局より説明【資料1】

〔委員〕資料11ページ記載の社会資本整備総合交付金事業対象の要件にあげあら

れている広域化・共同計画において、農業集落排水事業である錦野地区を公共下水道に接続するとしています。そうすると農業集落排水事業の赤字を公共下水道が担うことになると思います。例えば負担増など、その解決方法は考えているのでしょうか。また、交付金の重点配分の対象としない条件の二つ目に「かつ」が入っていますが、これは全ての要件を満たさなければいけないのでしょうか。

〔事務局〕広域化の件については、令和13年度に行うことを計画しています。広域化することで錦野処理場と矢護川処理場の維持管理費を大幅に削減することができると思いますが、具体的に計画が進んだ時に赤字解決方法について検討する予定です。錦野地区については公共下水道に接続する計画もあり、下水道全体計画も見込んでいます。全てを満たすと交付金の重点配分の対象とならないので、使用料を改定するなど一つでも該当しないものがあれば重点配分の対象となります。

〔委員〕町北部の農業集落排水事業についても令和13年度までに何かするのでしょうか。

〔事務局〕令和13年度までに矢護川地区を杉水浄化センターに接続することで集約したいと思っていますが、杉水地区の流入水量が増加していますので、計画を見直さなければいけないかもしれません。今後の情勢を注視したいと思います。

〔会長〕資料11ページの「ロードマップに定めた目標」というのは変更しうるものなのでしょうか。

〔事務局〕経営戦略は令和2年度に予算ベースで作成していますので、決算ベースで細かな修正が必要です。また、ロードマップ自体も5年に一度見直さなければいけませんので、令和7年度に修正予定です。この審議会でも検討していただいたことについてもロードマップ修正時に活かしたいと思っています。

〔会長〕交付金の重点配分条件は二つ目よりも一つ目の方が厳しいように思います。

〔事務局〕経費回収率100%を目指していますが、社会情勢の変化に伴って投資の額も変わり、減価償却費が増大することで100%を下回ることもあるかもしれません。そうなった時は、次回のロードマップ作成時に100%に近づける努力をするという説明を国にしていきたいと思っています。

〔委員〕資料15ページに汚水処理原価を見ると、大津町は全期間で全国を上回って

いますが、この要因は分析していますか。

〔事務局〕過去3年間で数字のばらつきがある要因としては、包括的民間委託は3年間分をまとめて契約し、その年の修繕などの状況により年割額が変動することが考えられます。また、全国に比べて高くなっている要因としては、令和元年度以前は施設整備の財源とした借入金の元金償還額、令和2年度以降は元金償還額に代えて減価償却費を算入しており、大津町は面積が広く整備費用が多額でありこれらの額が大きくなったこと、令和3年度に比べて平成24年度が高くなっている要因としては、元金償還は30年、減価償却費は50年で按分するため令和元年度以前は一年あたりの額が大きくなったことが考えられます。

〔委員〕菊陽町や合志市は流域で汚水処理していますが、大津町は将来的に流域で処理するのか、現状のまま単独で処理するのかどちらでしょうか。

〔事務局〕現状の流入量であれば今の施設である程度の年数処理することができると思いますが、TSMC 関連企業が進出することで排水関係の問題も出てくると思います。流域については相手方との兼ね合いもありますが、絶対に単独で処理するということではありません。流域であればスケールメリットもありますので、何が有利なのか判断しながら決めていきたいと思っています。

〔委員〕流域の場合の処理先である熊本市に対し、地形的には大津町は上流にあるので、流しやすいということによろしいですか。

〔事務局〕地形的に流しやすいという点ではありますが、流域先の処理能力のことも考慮しなければいけませんので、バランスが取れるのであれば流域処理というのでも検討していいのかと思います。

〔委員〕今後の社会情勢次第では大津町の処理場では処理できないことも考えられます。そうなった時に処理能力が高い熊本市の処理場に流した方が良いということも考えられますので、令和6年度から料金改定をするとなっていますけどもそういったことも考慮して取り組んでいただきたいと思います。

〔事務局〕流域といっても色々あり、隣町に処理をお願いする場合もあれば隣町から処理をお願いされる場合もあります。流域になった場合は県に管理してもらい負担金を支払うこととなりますが、何が有利なのかを判断して進めていきたいと思っています。

〔会長〕大津町は絶対単独でしていくという立場ではないということですね。

〔事務局〕はい。柔軟にやっていきたいと思っています。

〔会長〕議事⑥について、今後目指すべき方向性となっていますが、今日何か決めないといけないということでしょうか。

〔事務局〕本日は方向性をお示ししているだけなので、次回以降決めていただきたいです。

〔会長〕今後どうするのか答えを決めていかないといけないので、何か意見があればお願いします。

〔委員〕21ページの資料で使用料単価は 150 円/㎡に引き上げることが望ましいとしている一方で、汚水処理原価が 150 円/㎡を下回る場合は使用料単価については汚水処理原価を上限とするとされています。ロードマップには料金改定を行うことはやむを得ないと記載されていますが、値上げの上限が示されています。先ほどご指摘しました通り、大津町はかつて汚水処理原価が高い状況にあり、上げざるを得ないとしても基準をしっかりと示していただきたいと思います。

〔会長〕上げざるを得ないとしても無制限にあげることはできませんので、その根拠を明確にさせていただく必要がありますので、よろしくお願いします。

〔委員〕料金改定については必要だと思います。3,000 円/20 m³という最低限度も示されていますので、それを基準として次回改定の話をした方が良いと思います。

〔委員〕令和2年度に経営戦略を策定済みということですが、これ以上費用の部分が削減できないということを明確に示さないと住民には伝わらないと思います。その点をしっかりと打ち出してください。

〔会長〕維持管理費の将来予測値である3億円の中身について資料をお願いしましたし、それありきではなく、ここまで企業努力をした上での数値ということを示していく必要があると思います。具体的案は次回ということですので、それを出していただいた上で検討ということによろしいでしょうか。

〔委員〕それで良いと思います。企業は努力して利益を出すということをしているの

で、町が必要な費用を示すだけで料金改定するということではなく、ここまで企業努力した上で必要な費用が出ているということを示し、他市町村の単価と比べて値上げが必要という納得できるものを作っていただきたいです。

〔会長〕今回説明を受け、ある程度料金改定はやむを得ないということだと思います。その点は委員の皆さんにも了解されていると思いますが、その内容についても意見をいただきました。次回の審議会では料金改定を前提に検討するとしても具体的な改定内容が重要になりますので、その内容を次回検討したいと思います。以上で審議を終了します。